

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）に基づく保護申請却下処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、令和 4 年 1 1 月 3 0 日付けの保護申請却下通知書により請求人に対して行った保護申請却下処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね次のことから、本件処分の違法性又は不当性を主張し、その取消しを求めている。

請求人は、保護の申請日である令和 4 年 1 1 月 2 9 日に〇〇市内に転居していたのであるから、法 1 9 条 1 項 1 号によれば、〇〇市に保護の実施責任がある。

確かに、他自治体で受給中の取扱いであったが、〇〇市が転居を認め、転居資金を支給し、転居したことも訪問の上確認しているのに、廃止になっていないことがそもそも不当である。

他自治体で受給中であることが、保護申請を却下する理由になる根拠の説明がない。

第 4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法 4 5 条 2 項により、棄却すべきである。

第 5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和6年 3月 4日	諮問
令和6年 5月 17日	審議（第88回第1部会）
令和6年 6月 14日	審議（第89回第1部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

- (1) 法4条1項の規定によれば、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるものとされ、法8条1項の規定によれば、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとされている。
- (2) 法19条1項1号の規定によれば、都道府県知事、市長（特別区の長を含む。）及び福祉事務所を管理する町村長は、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する要保護者に対し、法の定めるところにより、保護を決定し、かつ、実施しなければならないものとされている。
- (3) 法24条1項の規定によれば、保護の開始に当たっては、必要事項を記載した申請書を実施機関に提出しなければならないものとされ、同条3項は、保護の実施機関は、保護の開始の申請があったときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもって、これを通知しなければならないとしている。また、同条5項の規定によれば、同条3項の通知は、申請のあった日から14日以内にしなければならないとされ、ただし、特別な理由がある場合には、これを30日まで延ばすことができるとされている。

さらに、法26条の規定によれば、保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなったときは、速やかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならないものとされている。

- (4) 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日

付社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。)第10・3によれば、保護の開始時期は、急迫保護の場合を除き、原則として、申請のあった日以降において要保護状態にあると判定された日とすることとされている。

- (5) 「生活保護問答集について」(平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。)の問2-43の(答)は、実施責任の所在について、実施機関の間で見解の相違が生じた場合は、保護の実施に空白を生じせしめないよう、双方の実施機関が協議し適切な保護の実施を行うことが必要であるとしている。
- (6) 局長通知は、地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく法の処理基準である。また、問答集は、生活保護制度の具体的な運用・取扱いについて問答形式により明らかにするものであり、実務の適切な遂行に資するものとして、その内容も妥当なものであると認められる。

2 本件処分についての検討

上記1の法令等の定めを前提として、本件処分に違法又は不当な点がないか、以下検討する。

令和4年11月29日、担当職員は、請求人が〇〇市で保護を受給していることを本人から聞き取り、〇〇市事務所に照会したところ、〇〇市事務所から、請求人は保護受給中であり直ちに保護廃止の予定はないとの回答を得たことが認められる。また、担当職員から請求人に対し、〇〇市事務所と相談の上、保護廃止後に改めて保護を申請するよう伝えたものの、請求人は、本件申請書を提出したこと(本件申請)が認められる。

そして、処分庁は、〇〇市で保護を受給中の請求人から〇〇市に転入届は出されているものの、〇〇市事務所で請求人の保護廃止決定がなされていないことから、請求人は他自治体で保護を受給中であるとして、同月30日に本件処分を行ったことが認められる。

保護の開始日は、原則申請のあった日以降において要保護状態にあると処分庁が判定した日とするとされていることからすれば(1・(4))、処分庁が、請求人について、他自治体で保護を受給中であるとして本件申請を却下したことに不合理な点はなく、本件処分は、上記法令等の定めに従って適正になされたものであるから、本件処分に違法又は不当な点を認めることはできない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、上記（第３）のとおり、保護の申請日である令和４年１１月２９日に〇〇市内に転居していたのであるから、処分庁には、法１９条１項１号により保護の実施責任があり、本件処分は違法である旨主張する。

しかしながら、上記２に述べたとおり、処分庁は、請求人が本件申請時点で、〇〇市事務所において保護を受給していることから、請求人には保護の受給資格はないものとして本件申請を却下している（本件処分）ことに不合理な点は認められない。

そして、申請に基づく保護の開始は、法２４条１項により保護の申請者が申請書を保護の実施機関に提出し、処分庁の審査を経て保護決定された後に行われるものであり、保護の開始日は、局長通知第１０・３のとおり、原則申請のあった日以降において要保護状態にあると処分庁が判定した日とするとされており、転居日又は住民票記載の転入日が直ちに保護開始日になるものではないから、請求人の主張をもって、本件処分を違法又は不当であるということとはできない。

４ 付言

処分庁は、令和４年１１月２９日の本件申請から１０日後の同年１２月９日に、再度請求人から保護の申請を受け、〇〇市での保護が廃止になることを確認した上で、請求人に対する保護を開始している。

したがって、請求人は、処分庁に対し、短期間のうちに保護申請の手続を２回にわたり行ったことが認められる。保護の移管手続に当たっては、空白の期間が生じることのないよう、円滑な手続が行われるのが望ましいところ、法は、２４条５項において、保護の申請があった場合の処理期間を定めていることからすれば（１・(3)）、処分庁は、申請者の負担を考慮し、当該処理期間の中で双方の実施機関において密接な調整を図りながら手続を進めていくことを求める。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第１ 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

大橋洋一、海野仁志、織朱實